

平成 26 年 6 月 12 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

(コード番号:8309 東名)

三井住友信託銀行株式会社

タイにおける現地法人(銀行)設立のお知らせ

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長 北村 邦太郎、以下「当社」と、その子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長 常陰 均、以下「三井住友信託銀行」)は、本日開催の取締役会において、三井住友信託銀行がタイに子会社として現地法人(銀行)を設立することを決議致しました。

1. 本件の目的、背景

当社と三井住友信託銀行は、平成 26 年 5 月 16 日付「タイにおける現地法人(銀行)設立認可取得について」にて公表のとおり、タイ財務省(Ministry of Finance)から現地法人(銀行)設立の認可を取得した旨、タイ中央銀行(Bank of Thailand)を通じて確認しておりますが、本日、上記認可に係る現地法人(銀行)を設立することを決議致しました。三井住友信託銀行は、引き続き、関係する当局からの認可取得に向けた手続き等を行い、平成 27 年度中の銀行業務の開始に向けた準備を進めてまいります。

タイは、日系企業にとって東南アジア最大規模の製造業拠点であると共に、メコン広域経済圏の中心としての重要性は年々高まっています。また、創設が予定されている ASEAN 経済共同体の中での貿易・サービスの自由化を通じ、周辺諸国と一体となった更なる経済発展が見込まれております。

三井住友信託銀行は、平成 5 年にバンコク駐在員事務所を開設して以来、タイにおける情報収集に努めてまいりました。私どもが戦略エリアと位置づけているアジアにおいて、タイは、経済発展に伴い金融に対するニーズが拡大しています。アジア No.1 の信託銀行グループを目指す当社グループは、タイ当局が外国銀行に銀行免許を与えるこの機会を生かし、現地で成長する日系企業をはじめとしたお客さまの様々なニーズにお応えしていきたいと考えております。現地法人(銀行)を開業した後、ファイナンス業務や当社グループが培ってまいりました信託銀行ならではの良質な金融サービスをご提供し、お客さまとタイ経済の更なる発展に貢献してまいります。

なお、タイ国内の政治情勢の変化と経済活動への影響に関しては、引き続き最大限の注意を払ってまいります。

2. 設立する現地法人(銀行)の概要

- (1) 商 号 Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited
日本語表記： 泰国三井住友信託銀行
- (2) 所 在 地 タイ王国 バンコク市内
- (3) 代 表 者 井上 学(予定)
- (4) 設 立 年 月 2014年(平成26年)7月(予定)
(2015年(平成27年)度中に開業予定)
- (5) 資 本 の 額 200億バーツ(約630億円、1バーツ=3.15円で換算)
(当初30万バーツ。開業時までに200億バーツに増資予定)
- (6) 株 主 構 成 三井住友信託銀行95%、その他の関係株主15名5%(設立時)
- (7) 主な事業の内容 銀行業務の開始に向けた準備(開業時 銀行業)
- (8) 従 業 員 数 約60名(開業時 予定)
- (9) 決 算 期 12月

3. 今後の見通し

本件が平成27年3月期の当社および三井住友信託銀行の業績予想に与える影響はございません。

以上